

医師及び看護師就業支度金貸付制度について

当院では、医師又は看護師の資格を有する方又は看護師国家試験に合格した方で、当院に勤務しようとする方の就業を支援する「医師及び看護師就業支度金貸付制度」を設けています。

【貸付対象者】

医師又は看護師の資格を有する方又は看護師国家試験に合格した方で、当院に勤務しようとする方（臨時的任用職員として勤務しようとする方を除く。）であって、次の各号のいずれにも該当しない方とする。

- (1) 現に医師又は看護師として当組合に勤務している方
- (2) 看護師で50歳を超えている方
- (3) 既にこの制度により支度金の貸付けを受けた方
- (4) 有料職業紹介事業所を介して採用される方
- (5) いすみ医療センターの医師を目指す医学生等に対する奨学金の貸付に関する条例により奨学金の貸付けを受けた方
- (6) 国保国吉病院組合修学資金貸付規則により修学資金の貸付けを受けた方

【貸付額】

貸付額 : 医師 5,000,000円 看護師 350,000円

【返還の免除】

- (1) 医師として引き続き3年間業務に従事したとき。 全額免除
- (2) 看護師として1年間業務に従事したとき。 全額免除

【連帯保証人】

1人の連帯保証人が必要です。

【利子について】

無利子

※ただし、返還の免除の際に所得税が発生します。

詳しくは総務課までお問い合わせ下さい。